

消防通信指令システム等情報システム構築工事
施工監理業務委託仕様書

令和6年9月

秋田市消防本部

目次

第1章 総 則.....	1
第1 業務名.....	1
第2 目的.....	1
第3 用語の定義.....	1
第4 適用範囲.....	2
第5 費用負担.....	2
第6 本業務委託の履行期間.....	2
第7 履行場所および対象場所.....	2
第8 資格要件.....	2
第9 提出書類.....	3
第10 留意事項.....	3
第11 一般事項.....	4
第12 打合せおよび記録.....	5
第13 損害賠償.....	5
第14 完了検査.....	5
第15 著作権の譲渡等.....	5
第16 疑義.....	5
第2章 工事施工監理業務.....	5
第1 工事施工監理に関する業務.....	5
第2 工事施工監理に関するその他の業務.....	8
第3章 成果品等.....	8
第1 成果品.....	8
第2 納入媒体および数量.....	8

別表1 「現地調査対象場所（消防本部・消防署・分署）」

別表2 「現地調査対象場所（無線基地局・移動局・固定局）」

第1章 総 則

第1 業務名

消防通信指令システム等情報システム構築工事施工監理業務委託

第2 目的

秋田市消防本部が発注する消防通信指令システム等情報システム構築工事について、工事に係る施工図、承認図書、納入機器および施工状態の確認、各種機器試験の立会い確認などを委託することにより、工事施工監理業務等を適正に実施することを目的とする。

第3 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「検査員」とは、本業務委託の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- 2 「監督員」とは、本業務委託の適正な履行を確保するために必要な調査、監督を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- 3 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理および統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- 4 「対象工事」とは、当該工事施工監理業務の対象となる工事をいう。
- 5 「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- 6 「契約図書」とは、契約書および仕様書をいう。
- 7 「仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、設計の図面および本業務委託の実施に関する事項を定める図書をいう。
- 8 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本業務委託の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 9 「請求」とは、発注者又は受注者が相手側に対し、契約内容の履行あるいは変更に関して書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- 10 「通知」とは、本業務委託に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 11 「報告」とは、受注者が発注者に対し、本業務委託の遂行にあたって調査および検討した事項について書面をもって通知することをいう。
- 12 「承諾」とは、受注者が発注者若しくは監督員に対し、書面で申し出た本業務委託の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。

第4 適用範囲

本業務委託の範囲は、次のとおりとする。

- 1 計画・準備
- 2 資料収集整理
- 3 仕様確認
- 4 現場確認
- 5 承諾図書・施工図確認
- 6 工場検査立会
- 7 施工状況確認
- 8 システム機能確認
- 9 完成前確認
- 10 完成図書確認
- 11 完成検査立会

第5 費用負担

本業務委託の遂行に必要な人件費、旅費、通信運搬費、印刷製本等の一切の経費は、受注者が負担するものとする。

第6 本業務委託の履行期間

契約日から令和8年9月30日までとする。

第7 履行場所および対象場所

- 1 履行場所
秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市消防本部
- 2 対象場所
消防本部・消防署・分署等
別表1「現地調査対象場所（消防本部・消防署・分署等）」
別表2「現地調査対象場所（無線基地局・移動局・固定局）」

第8 資格要件

管理技術者は、次の1に定める資格を有し2および3に定める実績を有すること。

- 1 技術士（電気電子部門または情報工学部門）またはRCCM（電気電子部門）および第1級陸上特殊無線技士または同等以上の資格を有すること。
- 2 消防通信指令システム更新工事の実施設計業務または施工監理業務に技術者として従事した実績があること。

- 3 消防救急デジタル無線更新工事の実施設計業務又は施工監理業務に技術者として従事した実績があること。

第9 提出書類

受注者は、契約締結後 14 日以内に発注者の指定する様式等に基づき、次の書類を提出すること。

- 1 工事施工監理業務計画書 1 部
- 2 工事施工監理業務着手届 1 部
- 3 工事施工監理業務工程表 1 部
- 4 工事施工監理業務連絡体制表（緊急時含む） 1 部
- 5 第8に定める管理技術者の選任届（資格証の写しおよび経歴書を含む。）

第10 留意事項

- 1 官公庁等に対する手続きおよび協議

受注者は、施工監理業務の遂行に伴い関係官公庁等に対する手続きおよび協議が必要となった場合は、適宜、発注者と協議して手続きおよび協議を行うとともに、必要な経費を負担するものとする。

- 2 検討会への出席

受注者は、必要に応じて発注者が開催する指令業務等を検討する会議に出席し状況等の説明を行うこと。

- 3 現地調査

受注者は、現地調査等にあたり、手続きの必要な地域、施設、建物等に立ち入る必要がある場合には、事前に発注者と協議をするものとし、必要経費は受注者が負担すること。

- 4 指示等の確認

契約期間中、発注者の指示等を確認し業務を行うこと。

- 5 発注者への報告

発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、施工監理業務に必要な事項について発注者の意向を確認すること。

- 6 管理技術者の配置

受注者は、消防業務に精通し、消防活動などの業務に最適な消防通信指令システムおよび消防救急デジタル無線システム構築に向けての技術的助言、システムの提案、適切な工程管理および品質管理を行うことができる管理技術者を配置すること。

- 7 通信妨害等の防止

本業務委託の遂行にあたっては、他局への通信妨害等を発生させないこと。

- 8 消防活動への配慮
受注者は、消防活動に配慮して調査業務を行うこと。
- 9 連絡対応
受注者は、契約期間中監督員と連絡を密にし業務にあたること。
- 10 立ち入り時の対応
受注者は、本業務委託の遂行にあたり他人の施設等に立ち入る場合は、事前に関係者の了解を得るものとし、その旨を発注者に届け出ること。また、関係機関の施設等に立ち入る場合は、発注者の指示により受注者がその手続きを行うこと。
- 11 労働災害の防止
受注者は、本業務委託の遂行にあたり安全管理を怠らず、労働災害の防止に努めること。

第11 一般事項

- 1 受注者は、契約書、本仕様書に基づき発注者の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。
- 2 受注者は、本契約中に業務上知り得た秘密、作成、取得した図書および資料に関する内容の一切を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、本業務委託等の実施にあたっては、次の関係諸法令および条例等を遵守しなければならない。
 - (1) 電気通信事業法、同法政令関連規則および告示
 - (2) 建築基準法、同法政令関連規則および告示
 - (3) 有線電気通信法、同法政令関連規則および告示
 - (4) 電波法、同法政令関連規則および告示
 - (5) 電波法関係審査基準
 - (6) 消防法、同法政令関連規則および告示
 - (7) 緊急消防援助隊の出動、その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年6月消防庁告示第13号）
 - (8) 消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成21年9月総務省消防庁）および総務省消防庁発行の最新版
 - (9) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル第一版（平成22年10月総務省消防庁）
 - (10) 道路交通法、道路法、同法政令関連規則および告示
 - (11) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法規
 - (12) 建築物に関する工事監理については一級建築士の資格を有するものが行うこと。

第 12 打合せおよび記録

- 1 本業務委託を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と密な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容をその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 受注者が工事契約の受注者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を得ることとする。また、受注者は打合せの内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

第 13 損害賠償

本業務委託の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷を与えた場合には、直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において速やかに事案の処理および損害の賠償を行わなければならない。

第 14 完了検査

工事施工監理業務が完了した時は、業務報告書および完了届を速やかに提出し、発注者の完了検査を受けること。

第 15 著作権の譲渡等

本業務委託により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、発注者に譲渡するものとし、この譲渡を受ける権利には、著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含むものとする。

なお、発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合でも、同条第 1 項で著作権の譲渡を受けた著作物を必要に応じて改変することができるものとする。

第 16 疑義

受注者が本仕様書の記載事項について疑義を生じた場合は、発注者と協議して取り決めるものとし、受注者の一方的な解釈で本業務委託を実施してはならない。

第 2 章 工事施工監理業務

第 1 工事施工監理に関する業務

1 工事施工監理方針の報告等

- (1) 工事施工監理方針の報告当該業務の着手に先立ち、工事施工監理体制その他工事施工監理方針について記載した工事施工監理業務計画書により、監督員に報告すること。

(2) 当該業務の方法に変更の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。

2 工事契約図書の内容の把握等

(1) 工事契約図書の内容を把握し、工事契約図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な内容等を発見した場合は、その内容をとりまとめ、監督員に報告するとともに、監督員の指示に従って処理すること。

(2) 工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ。）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告すること。

3 承諾図書、施工図等の確認

(1) 承諾図書、施工図等の検討および報告

ア 工事の受注者等が作成し、提出する承諾図書、施工図等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合は、施工監理業務報告書により監督員に報告すること。

イ 検討の結果適合していないと認められる場合は、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告すること。

ウ 前号の結果、工事の受注者等が施工図等を再度作成し、提出した場合は、ア、イを準用する。

(2) 設備機器、工事材料等の検討および報告

ア 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する設備機器、工事材料（製造者および専門工事業者を含む。）およびそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案又は提出された設備機器、工事材料およびそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合は、施工監理業務報告書により監督員に報告すること。

イ 検討の結果、適合していないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置をとりまとめ、監督員に報告すること。

ウ 前項の結果、工事の受注者等が設備機器、工事材料およびそれらの見本を再度提出した場合は、ア、イを準用する。

4 工場検査立会

(1) 発注者が行う工場検査に同行し、設備機器の機能等が仕様書に適合しているかを確認し、その結果適合していると認められる場合は、その旨を検査員に報告すること。

(2) 確認の結果、適合していないと認められる場合は、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置をとりまとめ、検査員に報告すること。

(3) 前項の結果、工場検査成績書が設計図書に定められた品質を確保する場合は、その旨を検査員に報告すること。

5 対象工事と設計図書との照合および施工状況の確認

(1) 工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、現場での目視による確認や抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこと。

(2) 出来高検査前の確認

ア 工事の受注者等から発注者に対して出来高払いの請求があった場合は、発注者の指示を受けて、工事の受注者等から提出された出来高調書の数量および施工状況を確認すること。

イ 出来高数量が出来高調書に合致し、施工状況に瑕疵が無い場合は、その旨を監督員に書面をもって報告すること。

6 システム機能確認

(1) 前項の確認後に工事の受注者等が行う、消防通信指令システムおよび消防救急デジタル無線システムの機能確認試験に立ち会い、システムの機能を確認すること。確認の結果、仕様書に適合していると認められる場合は、施工監理業務報告書により監督員に報告すること。

(2) 確認の結果、適合していないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置をとりまとめ、監督員に報告すること。

(3) 前項の結果、工事の受注者等がシステムの不備を改善し、改善報告書を提出した場合は、(1)、(2)を準用する。

7 完成検査前の確認

(1) 工事の受注者等から工事が完成した旨の通知が発注者にされたときは、工事の受注者等が作成した完成図書と現地が適合しているかを確認すること。

(2) 確認の結果、適合していないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置をとりまとめ、監督員に報告すること。

(3) 前項の結果、工事の受注者等が工事の不備を改善し、改善報告書を提出した場合は、(1)、(2)を準用する。

8 完成検査立会

(1) 工事の受注者等が受検する工事完成検査に立ち会い、工事の出来高について、形状、寸法、数量、品質を確認し、設計図書に定められた品質か否かを取りまとめ、検査員に報告すること。

(2) 工事管理状況に関する書類、記録および写真等を確認し、設計図書に定められた品質か否かを、検査員に報告すること。

9 工事施工監理報告書等の提出対象工事と設計図書との照合および確認をすべて終えた後、工事施工監理報告書および監督員が指示した書面等を整備して、検査員に提出すること。

第2 工事施工監理に関するその他の業務

1 工事工程表の確認

- (1) 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工事工程表について、工事請負契約に定められた工期および設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合は、その旨を監督員に報告すること。
- (2) 検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合は、工事の受注者等に対する修正を求めその他必要な措置について取りまとめ、監督員に報告すること。
- (3) 前項の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し提出した場合は(1)、(2)を準用する。

2 施工計画の確認

- (1) 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期および設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合は、その旨を監督員に報告すること。
- (2) 検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合は、工事の受注者等に対して修正を求めその他必要な措置について取りまとめ、監督員に報告すること。
- (3) 前項の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し提出した場合は(1)、(2)を準用する。

第3章 成果品等

第1 成果品

- 1 施工監理業務報告書
- 2 施工監理状況写真
- 3 各種検査結果報告書

第2 納入媒体および数量

成果品は、次により納入すること。

- 1 紙媒体ファイル 各2部
- 2 電子媒体（CD-ROM等）各2枚

別表 1

「現地調査対象場所（消防本部・消防署・分署等）」

名 称	住 所
秋田市役所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号(市役所庁舎)
秋田市消防本部	秋田市山王一丁目 1 番 1 号(消防庁舎)
秋田消防署	秋田市山王一丁目 1 番 1 号(消防庁舎 1・2階)
秋田消防署新屋分署	秋田市新屋比内町 6 番 63 号
秋田消防署牛島出張所	秋田市牛島東一丁目 5 番 20 号
秋田消防署勝平出張所	秋田市新屋勝平町 11 番 23 号
土崎消防署	秋田市土崎港西四丁目 2 番 10 号
土崎消防署寺内出張所	秋田市寺内字三千刈 142 番地ほか
土崎消防署飯島出張所	秋田市飯島字前田表 380 番地 3
土崎消防署外旭川出張所	秋田市外旭川字八幡田 129 番地 1
城東消防署	秋田市東通六丁目 16 番 16 号
城東消防署広面出張所	秋田市広面字堤敷 38 番地 1
秋田南消防署	秋田市御野場二丁目 15 番 5 号
秋田南消防署河辺分署	秋田市河辺和田字北条ヶ崎 27 番地 1
秋田南消防署雄和分署	秋田市雄和妙法字上大部 48 番地 1

別表 2

現地調査対象場所（無線基地局・移動局・固定局）

名 称	住 所
秋田市役所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号(市役所庁舎)
秋田市消防本部	秋田市山王一丁目 1 番 1 号(消防庁舎)
秋田消防署	秋田市山王一丁目 1 番 1 号(消防庁舎 1・2階)
秋田消防署新屋分署	秋田市新屋比内町 6 番 63 号
秋田消防署牛島出張所	秋田市牛島東一丁目 5 番 20 号
秋田消防署勝平出張所	秋田市新屋勝平町 11 番 23 号
土崎消防署	秋田市土崎港西四丁目 2 番 10 号
土崎消防署寺内出張所	秋田市寺内字三千刈 142 番地ほか
土崎消防署飯島出張所	秋田市飯島字前田表 380 番地 3
土崎消防署外旭川出張所	秋田市外旭川字八幡田 129 番地 1
城東消防署	秋田市東通六丁目 16 番 16 号
城東消防署広面出張所	秋田市広面字堤敷 38 番地 1
秋田南消防署	秋田市御野場二丁目 15 番 5 号
秋田南消防署河辺分署	秋田市河辺和田字北条ヶ崎 27 番地 1
秋田南消防署雄和分署	秋田市雄和妙法字上大部 48 番地 1
セリオン基地局	秋田市土崎港西一丁目 9 番 1 号
戸島基地局	秋田市河辺戸島字酌子 33 番地 1
竹の花基地局	秋田市雄和新波字清水木 233 番地
下浜基地局	秋田市下浜羽川字五郎池 124 番地 6
スポパークかわべ基地局	秋田市河辺岩見字萱森上野 17 番地 2

